

「税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングチーム（WT）」

第4回議事概要

日時：令和2年9月3日（木）13：30～16：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

八木 由委子	浜松市財務部	市民税課	主幹
吉岡 勝	神戸市行財政局	税務部	市民税課 個人市民税指導担当 係長
大塚 樹里子	前橋市財務部	市民税課	主任
竹内 康真	三鷹市市民部	市民税課	担当課長（市民税係長兼務）
小林 佑輔	三条市総務部	税務課	係長
岩嶋 雄一	飯田市総務部	税務課	市民税係 主査
吉野 元久	富士市総務部	情報政策課	主幹
渡辺 美子	豊橋市財務部	市民税課	主査
濱口 香織	南国市税務課		課長補佐
本山 政志	埼玉県町村会情報システム共同化推進室		室長
藤本 紘	地方税共同機構システム部	運営管理グループ	主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部	担当部長
三木 浩平	内閣官房情報通信技術総合戦略室		政府CIO補佐官

（総務省）

稲木 宏光	総務省自治税務局	市町村税課	住民税企画専門官
小野寺 徹	総務省自治税務局	市町村税課	課長補佐
阿久津 悠太	総務省自治税務局	市町村税課	住民税第三係長
久保 拓也	総務省自治税務局	市町村税課	諸税係・調査係 係長
小山 里沙	総務省自治税務局	企画課	電子化推進室課長補佐

【議事次第】

1. 標準仕様書たたき台（機能）の検討（第3回機能WTまでの機能について追加意見の確認）
2. その他

【意見交換（概要）】

■追加-3 基本情報管理について

- 賦課期日時点の情報を更新する場合は、自動取込みだと異動した事実がわからなくなるのではないか。
- 1.1.24.の機能で、遡及異動に関する機能があり、賦課期日時点の情報を更新する場合は、対象を抽出したうえで、確認・更新が可能のため、自動取込みにはならないと考える。
- ご認識の通り、遡及異動の場合は、自動取込みによる更新がかからないような機能構成としているが、関連性がわかりにくいいため、1.1.24.との関連を明示的に記載する。

■WT3 追加-33 申告書作成について

- 家屋敷課税分の申告書の抽出条件として、年齢や生活保護の指定は不要である。一方で、追加要望として整理している追加7が実装されるのであれば、家屋敷課税の物件情報も抽出条件に加えたい。

→ 抽出条件から、年齢、生活保護を削除し、家屋敷課税の物件情報を追加する。

■1.4.1. 各種資料登録について

- 1.4. 申告情報等登録処理にかかる機能の中で、本機能のみをオプションとすることに違和感がある。
 - 1.4.1. をオプション機能とし、1.4.2. 等が必須の扱いとするのは整合性が取れなくなるのではないか。
- APPLIC 意見として、本機能については、サブシステムの扱いとする場合もあることからオプションが妥当との意見があったため修正している。意見照会の結果も踏まえ、オプションとするかを判断したい。

■追加-57 合算アラートチェックについて

- 個人特定ができていない資料については、合算処理前に単票内での整合性確認処理からも除外されている。また、個人特定ができなかった資料が他団体に回送すべき資料の場合もあることから回送処理の対象にはしたい。

→ 個人特定ができなかった場合について、チェック処理から除外する仕様を資料登録にかかるチェック処理についても記載する。また、本機能については、他団体回送処理の対象外とする表現を削除する。

■追加-61 被扶養者の推定特定について

- 事前確認結果で提示した通り、更新が否認のみを意図しているのであれば、登録についても機能が必要。
- 本機能及び2.2.4.については、登録されているデータに基づいた、処理と読み取れるため、個別に更新する機能を追加し、本機能は2.2.4.と合わせて整理してはどうか。

→ 本機能を2.2.4.の下に移動し、個別の更新機能についても追加する。

■WT2 追加-17 更正処理について

- 本来は実施すべきと考えているが、現行システムでは実装が困難であるため、対応していない。他構成員が実運用上どのように対応しているかも踏まえ、要件化を検討したい。
- 納税義務者が複数設定されている場合の按分は対応できているが、承継人が複数設定されている場合の税額の按分計算はシステム仕様上の制限があり、対応できていない。

→ 実施すべき業務がシステムの仕様上対応できていないという状況は、本来的には解消すべき状況であるため、標準仕様としては、仕様書たたき台の記載のまま変更せずに意見照会を実施したい。

■3.6.8. 更正日、更正事由

- 異動事由から、対応する通知事由を印字しているが、最新の異動事由が反映される仕様となっている。
- 異動事由が、通知事由として印字されているが、一通の通知書に複数の異動が関連する場合でも、一つの異動事由のみが反映される仕様となっている。

→ 異動事由とは別に通知事由を管理項目として追加する。なお、異動事由から、通知事由を初期表示する機能は、操作性にかかる機能と判断し、検討の対象外とする。

■4.4.4. 前回通知分情報の管理について

- 本人に通知した情報を通知履歴とは別に課税情報の確認画面からも容易に確認できるようにしたい。また、当初通知書の印刷後から発送までの間に税額変更が発生したものは変更通知書ではなく、当初通知を差し替えて発送している。標準仕様としても、差し替えに対応できるような機能は必要。

→ 本人に通知した情報の画面確認機能を追加する。なお、当初通知の差し替えについて、機能案を整理する。

■4.5.7. 発行について

○ 第3回 WT 後の追加意見として提示した通り、変更前の証明書を出すか、通知前であっても、変更後の証明書を発行するかは、団体ごとの運用によるため、通知前は変更前の証明書のみを許容する仕様は、実運用や住民への影響が大きい。

→ 税額変更から、証明書の発行を即時に実施したい場合は、3.6.3. 即時更正処理、4.1.1. 特別徴収税額決定・変更通知書発行、4.2.1. 普通徴収納税通知書等発行、4.5.3. 当日発行の機能を組み合わせて対応可能と考える。なお、原則は通知前の情報での証明書発行は許容できないが、実運用への影響を考慮したうえで、事務局で可否を整理する

■WT3 追加-16、WT3 追加-17、WT3 追加-18、WT3 追加-19、WT3 追加-20 扶養情報照会について

○ 被扶養者・控除対象配偶者が不明の場合に他団体宛の照会は実施していない。被扶養者が重複している場合に、特別徴収義務者宛の照会は不要。被扶養者の所得が不明な場合、被扶養者が管内の居住者の場合は本人、管外の場合は居住地の団体への照会を実施している。控除対象配偶者の所得が不明な場合は、他団体宛の照会のみ実施している。

○ 3.2.1. の調査情報管理についても同様の修正が必要。

→ 記載を修正する。

以上